

平成 18 年 5 月 3 日
福島県生活環境部原子力安全グループ

原子力発電所に関する情報について

このことについて、平成 18 年 5 月 1 日、福島第二原子力発電所に関して、無記名封書により下記の内容の情報提供があり、原子力安全・保安院、東京電力株式会社及び立地 4 町に連絡しましたので、お知らせします。

< 情報提供の内容 >

先日、東京電力から、今後、核物質防護区域の出入口で物の確認を厳しくするとの内容の連絡があった。

これは、裏を返せば今までは物の確認がなされないで核物質防護区域に持ち込んでいたということではないか。物の確認をしないでは、テロ対策上問題があると思う。

県民の安全・安心のため、次の調査をお願いしたい。

- 1 いままで確認しないで物を持ち込んだ事実があるかどうか。
- 2 未確認の場合は、法律違反にならないかどうか。
- 3 もし、今回未確認が事実であれば不適合として公表しないのはなぜか。

以上

(担当 原子力安全グループ 電話024-521-7252)